

個人が取得すべき「整備・技能・労務」資格

【自動車整備士】

1. 講習会の開催（会場：自動車整備振興会）

- ① 前期技能講習会は、4月～9月の期間内に24回開催、募集受付は3月初旬
- ② 後期技能講習会は、10月～3月の期間内に24回開催、募集受付は9月初旬
- ③ 1級技能は、4月～3月の期間内で1年間講習、募集は3月初旬

受付：自動車整備(ガソリン・ディーゼル・シャシ)は自動車整備振興会
車体整備は車体組合(②の後期講習会で隔年開催)

2. 受験及び講習会資格(講習会は講習修了日までの実務経験)

1級小型自動車整備士

2級ガソリン・2級ディーゼルの両方の整備資格を取得してからの実務経験年数が3年以上

2級自動車整備士ガソリン・ディーゼル

3級ガソリン又は3級ディーゼルを取得してからの実務経験年数が3年以上

2級シャシを取得してからの実務経験年数が1年以上

2級自動車整備士シャシ

3級シャシ又は車体整備を取得してからの実務経験年数2年以上

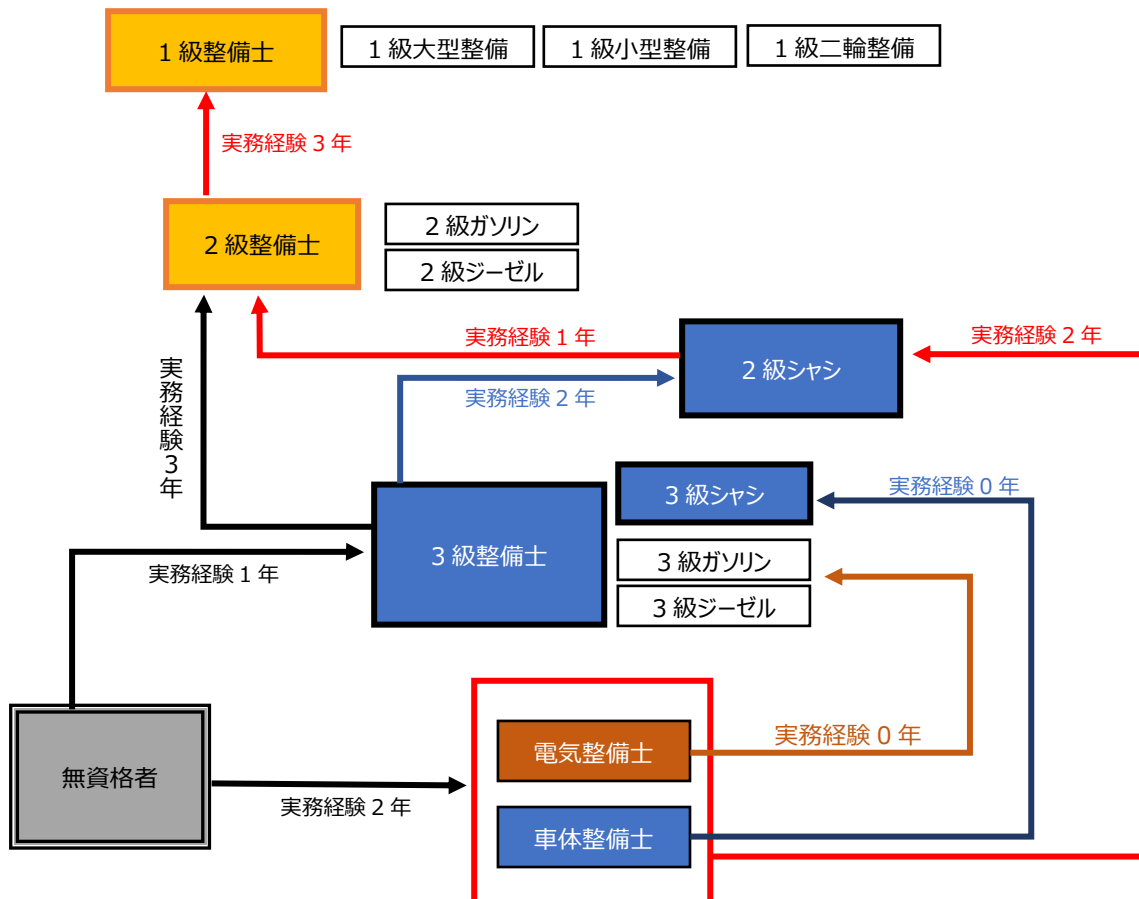
3級自動車整備士 ガソリン・ディーゼル・シャシ

無資格者は実務経験年数が1年以上

車体整備を取得してからの3級シャシは実務経験年数0年以上

車体整備・電機整備

無資格者は実務経験年数が2年以上



※実務経験は高校・大学・専門科・自動車科など、学業修得条件で短縮されます。

	3級受験資格 実務経験年数	2級受験資格 実務経験年数	1級受験資格 実務経験年数
大学の機械科卒	6カ月以上	3級合格後1年6カ月	2級合格後3年
高校の機械科卒		3級合格後2年	
高校の自動車科卒 (3級整備士養成課程)	卒業と同時	3級合格後2年	
自動車整備専門校卒 (2級養成課程)	—	卒業と同時	
自動車整備専門卒 (1級養成課程)	—	卒業と同時	卒業と同時
2級整備士合格者	—	—	2級合格後3年
		車体整備及び電気整備士受験資格	
自動車整備専門校卒 (2級養成課程)	1年以上の実務経験		
自動車整備専門校卒 (特殊整備養成課程)	卒業と同時		

3.自動車検査員の講習資格

- ① 2級整備資格取得後に自動車検査主任者としての実務経験年数が1年以上
(1級取得者は6カ月以上)
- ② 直近の整備主任者の法令研修(前年度・本年度)を受講している
※ 後期教習申込者のみ、申込期間内に実施される法令研修を受講する場合は、申込期間内に申請書を提出すること。
- ③ 検査員の教習及び試験
第1回申込 5月中旬、第2回申込 11月中旬
講習期間 学科・実技を含む 約1週間程度
試験日 講習修了後の 約2週間後

4. 整備士検定試験 (検定試験、登録試験)

整備振興会の技能講習(二種養成施設)を修了した者は、講習修了後2年間の実技試験が免除され4回の学科試験を受験することができます。

【钣金塗装の国家技能検定資格】

1. 国家技能検定試験申込は、4月初旬で期間は2週間程度
打出し板金 1級及び2級 (ガス溶接資格取得者)
金属塗装 1級及び2級
2. 検定前講習会の開催(車体組合)
実技講習会 6月初旬に2日間実施
学科講習会 8月初旬に1日間実施
3. 検定試験
実技試験 6月後半に打出し板金 7月中旬に金属塗装
学科試験 8月中旬に金属塗装 9月初旬に打出し板金
4. 検定試験手数料 (年度ごとに変更される場合があります)

	1級実技	2級実技	3級実技一般	3級実技学生	学科試験
35歳以上	18,200円	18,200円	18,200円	12,100円	3,100円
35歳未満	18,200円	9,200円	9,200円	3,100円	

5. 受験資格

	2 級検定受験	1 級検定受験
無資格者の実務経験年数	2 年間	7 年間
3 級合格者の実務経験年数	0 年間	4 年間
2 級合格者の実務経験年数	—	2 年間

【労働安全技能資格】

	技能修得・選任の項目	受講条件	要件
技能講習	フォークリフト運転	18 歳以上作業従事者 (普通運転免許所持者)	運転操作を行う者
	小型移動式クレーン運転 (ユニック車両)	18 歳以上の作業従事者 (吊り上げ荷重 5 t 未満)	ユニック等の操作作業を行う従業員は必須、ただし停車中の操作に限る
	玉掛け	18 歳以上の作業従事者 (1 t 以上の吊り上げ)	小型移動式クレーン運転資格者は必須
	ガス溶接	18 歳以上の作業従事者	可燃性ガス及び酸素を用いて行う溶接・溶断作業又は加熱作業を行う作業者は必須
	有機溶剤作業主任者	18 歳以上	製造及び取扱う業務を従業員に就かせる場合には、取扱責任者の任命が必須
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	18 歳以上	溶剤の取扱・アーク溶接作業を従業員に就かせる場合には、取扱選任者の任命が必須
	乾燥設備作業主任者	取扱作業に 5 年以上従事者 大・高専の理科系で 1 年以上 高・中の理科系で 2 年以上	乾燥設備作業を従業員に就かせる場合には、火災防止等の観点から、取扱選任者の任命が必須
特別教育	アーク溶接等の業務	18 歳以上の作業従事者	ミグ・マグ等の電気溶接作業従事者
	研削といしの取替等の業務 (グラインダー)	18 歳以上の作業従事者	グラインダー等の研削作業に従事する者は、危険防止のために特別教育を受ける義務がある
	巻上げ機運転(積載車のウインチ)	18 歳以上の作業従事者	積載車等のウインチ操作を行う従業員は、危険防止のために特別教育を受ける義務がある
	低圧電気取扱業務	18 歳以上の作業従事者	EV・ハイブリット車の電源回路に係わる作業に携わる者は、危険防止のための特別教育を受ける義務がある
衛生推進者養成講習		従業員が 10 以上 50 人未満の事業所に於いては、安全衛生活動を行う上で衛生推進者の選任が必要	
安全管理者選任時研修 (管理者の選任時)		大・高専の理科系 2 年以上 大・高専のその他 4 年以上 高・中のその他 6 年以上 その他は 7 年以上	労働者の安全確保の観点から、一定の研修(厚労大臣が定める)を受講した者を選任する必要がある

【危険物貯蔵資格】

事業場内に、一定数量の危険物を貯蔵する場合には、消防署への届出が義務付けられています。

また、取扱責任者の選任及び看板の設置も義務付けられています。

乙種第4類 受験資格に制限なし

(取扱参考)

危険物指定品目一覧

(消防法に定めるもの)

(単位 リットル)

種別	区分	品目	指定数量	算出基準	指定数量の1/5
第 四 類	第一石油類	ラッカーシンナー ガソリン	200	すべての品目を合計して1倍以上は危険物の貯蔵、取扱となる	40
	第二石油類	石油系シンナー 合成樹脂塗料用シンナー 合成樹脂クリヤー塗料 硝化綿クリヤーラッカー 硝化綿ラッカーエナメル 硝化綿下地塗料 アスファルトプライマー リターダーシンナー 剥離剤 酒精塗料	1000		200
	灯油・軽油を含む				
	第三石油類	油ワニス 油エナメル 油性下地塗料 合成樹脂エナメル塗料 油性フェノール樹脂ワニス 液状ドライヤー 歴青ワニス	2000		400
	第四石油類	潤滑油 現場発泡ウレタン原液	6000		1200

* 1 作業所における危険物の貯蔵、取扱とみなされる算出基準 (倍数計算)

$$\frac{A\text{の貯蔵量}}{A\text{の指定数量}} + \frac{B\text{の貯蔵量}}{B\text{の指定数量}} + \frac{C\text{の貯蔵量}}{C\text{の指定数量}} = \text{倍数}$$

* 消防署への届出

消防法による届出……算出基準により1倍以上となる時

市町村条例による届出…1倍未満で指定数量の1/5を超える時

* 指定数量以上の危険物を10日以内仮貯蔵・取扱は消防長または消防署長の承認が良い
但し10日ごとの更新が必要

* 引火点による危険度区分

第一石油類…21℃未満

第二石油類…21℃をこえて70℃未満

第三石油類…70℃以上200℃未満

第四石油類…20℃以上

看板設置

